対象事業者

1　京都府内（京都市を除く）で営業する飲食店及び料理を提供する宿泊施設が対象です。
　料理の提供形態は、出前及び宅配を含みます。
2　京都府内（京都市を除く）で営業する食品を取り扱う小売店が対象です。
※京都市内に所在する店舗については、京都市が同条件で認定

認定条件

次の表に掲げる項目のうち、**2つ以上**を実践する飲食店・宿泊施設及び食品小売店を店舗ごとに「食べ残しゼロ推進店」として認定します。

飲食店・宿泊施設の取組項目	食品小売店の取組項目
1　食材を使い切る工夫 2　食べ残しを出さない工夫 3　宴会、冠婚葬祭での食事等における工夫 4　食べ残しの持ち帰りができる工夫 5　ごみ排出時の水キリ等の工夫 6　使い捨て商品の使用を抑える工夫 7　食べ残しゼロに向けた啓発活動 8　上記以外の食べ残しを減らすための工夫	1　店頭での手つかず食品（賞味・消費期限切れ食品）の削減につながる取組 2　家庭での食べキリ・使いキリにつながる取組 3　惣菜等の製造・調理段階での取組 4　イートインコーナー等での飲食に関する取組 5　食品ロス削減に関する自社の取組のPRや社内での情報共有 6　フードバンク活動等への支援 7　食品リサイクルの推進 8　上記以外の食品ロスを減らすための取組

申請方法

①　認定を希望する飲食店・宿泊施設、食品小売店の代表者は、申請書及び取組内容を御記入の上、京都府循環型社会推進課に、郵送、FAX、メール、持参のいずれかの方法でお申し込みください。　※申請書はホームページからもダウンロード可能です。

京都府　食べ残しゼロ推進店舗

【申請先】京都府循環型社会推進課　　TEL:075－414－4718

郵便・ 持参の場合	次の住所まで認定申請書を郵送・持参ください。 〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
FAXの場合	申請書の裏表2枚を次のFAX番号までお送りください。 FAX　075－414－4710
メールの場合	申請書を次のアドレスにお送りください。 E-mail　junkan@pref.kyoto.lg.jp

②　申請内容を審査し、認定条件を満たすと認めるときは推進店に認定させていただき、ステッカー等を送付の上、府ホームページに店舗情報を掲載します。

京　都　府